

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	草津市農業再生協議会			整理番号	1
使途名	地域特産物推進助成(基幹)				
対象作物	地域特産物(基幹) (作物名は別紙作物名一覧・分類表による。)				
単 価	12,100円/10a			※単価は変更される場合があります。	
課 題	消費者の安全・安心に対するニーズに対応するため、環境にやさしい農業・農産物の生産体制を確立するとともに、他産地との差別化を図り、草津産農産物のブランド力の強化を図ることが課題である。草津市の花である「あおばな」をはじめ、「草津メロン」や「愛彩菜」、「琵琶湖元気アスパラ」、「琵琶湖からすま蓮根」といった、特産品づくりの取組を支援する必要がある。				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	地域特産物作付面積	5.4ha	5.7ha	6.1ha	6.4ha
内 容	地域特産物の推進を図るため、水田に当該作物を作付けし、販売した場合、その作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<p>(1)助成対象者 別紙一覧・分類表に定める地域特産品目を作付けする耕作者</p> <p>(2)助成対象水田 経営所得安定対策実施要綱別紙1に定める水田であって、助成対象作物が作付けされた水田</p> <p>(3)交付要件 同一ほ場で、産地交付金の助成対象作物が年2回以上作付けされる場合は、当該助成金の最も単価の高い作物について、年1回のみ助成とする。</p>				
取組の 確認方法	<p>(1)助成対象者 営農計画書・現地確認</p> <p>(2)助成対象水田および助成対象作物 ・水田台帳・営農計画書・現地確認 ・経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の5の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 ・販売伝票、その他、必要に応じ農協等から情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類</p>				
成果等の 確認方法	毎年度3月までに、営農計画書・現地確認により作付面積を集計し、目標達成状況を確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	草津市農業再生協議会			整理番号	2
用途名	野菜・雑穀類・花卉助成(基幹)				
対象作物	野菜・雑穀類・花卉(基幹作物) (作物名は別紙作物名一覧・分類表による。)				
単 価	3,520円/10a ※単価は変更される場合があります。				
課 題	農業施策やTPP等、社会情勢が変化するなか、農業が業として成り立つよう農業経営の強化が課題であり、持続的・安定的な農業経営の確立を図る必要がある。野菜等の高収益作物の取組による農業者の所得向上を促し、農業経営の強化を図る。				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	野菜・雑穀類・花卉(基幹)作付面積	60.4ha	64.4ha	68.5ha	72.5ha
内 容	野菜・雑穀類・花卉の推進を図るため、水田に当該作物を作付けし、販売した場合、その作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<p>(1)助成対象者 別紙作物名一覧・分類表に定める野菜・雑穀類・花卉を作付けする耕作者</p> <p>(2)助成対象水田 経営所得安定対策実施要綱別紙1に定める水田であって、助成対象作物が作付けされた水田</p> <p>(3)交付要件 ・同一ほ場で、産地交付金の助成対象作物が年2回以上作付けされる場合は、当該助成金の最も単価の高い作物について、年1回のみ助成とする。 ・雑穀類の作付けに当たっては、ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、土づくりのいずれか)に取り組むこと。</p>				
取組の確認方法	<p>(1)助成対象者 営農計画書・現地確認</p> <p>(2)助成対象水田および助成対象作物 ・水田台帳・営農計画書・現地確認 ・経営所得安定対策実施要綱IVの第2の5の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 ・販売伝票、その他、必要に応じ農協等から情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類 ・ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認</p>				
成果等の確認方法	毎年度3月までに、営農計画書・現地確認により作付面積を集計し、目標達成状況を確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	草津市農業再生協議会		整理番号	3	
使途名	野菜・雑穀類・花卉助成(二毛作)				
対象作物	野菜・雑穀類・花卉助成(二毛作)				
単 価	3,520円/10a		※単価は変更される場合があります。		
課 題	農業者の減少、農地の減少が進むなか、農業者所得の採算性が課題の一つである。農業者の販売収入の増加、農地の高度利用を図るため、野菜等の高収益作物の二毛作栽培の取組に対する支援を行い、採算性のある農業経営の展開を促進する。				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	野菜・雑穀類・花卉(二毛作)作付面積	3.6ha	3.8ha	4.1ha	4.3ha
内 容	野菜・雑穀類・花卉の推進を図るため、水田に主食用米、戦略作物との組合せによる二毛作により当該作物を作付けし、販売した場合、その作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<p>(1)助成対象者 別紙作物名一覧・分類表に定める野菜・雑穀類・花卉を作付けする耕作者</p> <p>(2)助成対象水田 経営所得安定対策実施要綱別紙1に定める水田であって、助成対象作物が作付けされた水田</p> <p>(3)交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・同一ほ場で、産地交付金の助成対象作物が年2回以上作付けされる場合は、当該助成金の最も単価の高い作物について、年1回のみ助成とする。 ・二毛作は主食用米、戦略作物等との組合せによるものに限る。 ・戦略作物等とは、麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米・新市場開拓用米を指す。(「新市場開拓用米」の範囲は「国内主食用米」、「加工用米」、「備蓄米」、「飼料用米」、「米粉用米」、「醸造用玄米」、「種子用」以外の米穀を指す。) ・雑穀類の作付けに当たっては、ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、土づくりのいずれか)に取り組むこと </p>				
取組の確認方法	<p>(1)助成対象者 営農計画書・現地確認</p> <p>(2)助成対象水田および助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳・営農計画書・現地確認 ・経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の5の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 ・販売伝票、その他、必要に応じ農協等から情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類 ・ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認 </p>				
成果等の確認方法	毎年度3月までに、営農計画書・現地確認により作付面積を集計し、目標達成状況を確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	草津市農業再生協議会		整理番号	4	
使途名	水田活用米穀助成				
対象作物	水田活用米穀(非主食用米)				
単 価	1,530円/10a		※単価は変更される場合があります。		
課 題	小規模な水稻農家が多く、また、農業者の高齢化・後継者不足、農家数の減少が進んでいるなか、需要に応じた米の生産、また、水田の有効活用を着実にを行うため、非主食用米の取組を促進する必要がある。				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	水田活用米穀(非主食用米)作付面積	25.9ha	27.6ha	29.3ha	31.0ha
内 容	水田のフル活用を促進するため、需要に応じた非主食用米の取組に対して助成する。				
具体的要件	<p>(1)助成対象者 加工用米、新規需要米(飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米)を出荷する耕作者(「新市場開拓用米」の範囲は「国内主食用米」、「加工用米」、「備蓄米」、「飼料用米」、「米粉用米」、「醸造用玄米」、「種子用」以外の米穀を指す。)</p> <p>(2)助成対象水田および助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> 加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき加工用米取組計画の認定を受けていること。 新規需要米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。 品質向上、または、生産性向上等に資する取組(共同乾燥調製施設への出荷、土づくり、疎植栽培、直播栽培、密苗栽培、育苗・移植作業の省力化、肥料の低減化、農薬の低減化、立毛乾燥)を行うこと。 </p>				
取組の 確認方法	<p>(1)助成対象者 営農計画書・現地確認</p> <p>(2)助成対象水田および助成対象作物 <ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の5の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 加工用米は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の3に基づき近畿農政局長から通知される「加工用米取組計画認定結果通知書」(別紙様式第3-8号の1)により確認 新規需要米は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の3に基づき近畿農政局長から通知される「新規需要米認定結果通知書」(別紙様式第4-10号)により確認 共同乾燥調製施設を運営する農協での出荷契約による確認、現地確認、栽培日誌、購入伝票、写真等により確認 </p>				
成果等の 確認方法	毎年度3月までに、「加工用米取組計画認定結果通知書」、「新規需要米認定結果通知書」により取組面積を集計し、目標達成状況を確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	草津市農業再生協議会			整理番号	5
使途名	担い手大豆助成				
対象作物	大豆(二毛作)				
単 価	1,090円/10a			※単価は変更される場合があります。	
課 題	<p>農業者の減少、高齢化が進んでおり、地域の収益力向上が必要である。地域農業の中心である担い手による、二毛作栽培により、水田での作物栽培回数を増やし、水田利用率を上げる取組を支援することによって、担い手の収入の増大を促進し、地域の収益力向上につなげる。</p>				
目 標		現状(29年度)	30年度	31年度	32年度
	大豆(二毛作)作付面積	161.3ha	166.7ha	172.0ha	177.4ha
内 容	大豆の生産振興のため、人・農地プランに明記された中心経営体により、水田に作付けされた大豆(二毛作)の作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<p>(1)助成対象者 人・農地プランに明記された中心経営体であり、大豆(二毛作)を作付けする耕作者</p> <p>(2)助成対象水田 経営所得安定対策実施要綱別紙1に定める水田であって、助成対象作物が作付けされた水田</p> <p>(3)助成対象作物 ・助成対象の大豆は、二毛作の大豆とする。(単作、基幹作物として大豆は含まない。) ・生産性向上に資する取組(排水対策、石灰質資材の施用、狭畦密播栽培のいずれか)を行うこと。</p>				
取組の 確認方法	<p>(1)助成対象者 人・農地プラン・営農計画書</p> <p>(2)助成対象水田および助成対象作物 ・水田台帳・営農計画書・農業共済引受けデータ ・経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の5の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 ・現地確認、栽培日誌、購入伝票、写真等により確認</p>				
成果等の 確認方法	毎年度3月までに、営農計画書・農業共済引受けデータ・現地確認により作付面積を集計し、目標達成状況を確認する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。